

## 「水道技術支援事業規程集」(H22年3月発行)の主要改正点

- 1. 技術評価に関する規程において、「技術評価の取り消し等」及び「登録及び公告」の項目を追加する**

技術認定、適合認定の規程と整合を図る。
- 2. 評価書及び認定書の様式を変更する**

「技術評価書」、「技術認定書」、「適合認定書」の様式を変更し、表彰状用紙(A3サイズ縦長)を使用する。
- 3. 実地調査員数の限度を変更し、費用負担を契約書に明記する**

技術評価及び技術認定に係る実地調査人員は原則として6名(適合認定の実地調査は3名)を限度とし、これを超える人員の費用は依頼者に請求しないこととする。また、この実地調査に要する経費は依頼者の負担であることは規程に規定しているが、依頼者の誤解のないように関連契約書にも明記する。
- 4. 事務処理要領に所要の改正を加える**

技術評価に関する事務処理要領において、技術評価認定簿の追加や評価書等の作成要領など、所要の事務手続き要領など改正する。
- 5. 「水道用膜モジュールの JWRC 仕様適合認定に関する規程」において、第 5 条 (JWRC 仕様適合審査委員会) などを抹消する**

適合審査は浄水技術支援委員会において適合審査を行うこととし、JWRC 仕様適合審査委員会を廃止したことによる。
- 6. 「紫外線照射装置の適合認定に関する規程」を、「水道用膜モジュールの JWRC 仕様適合認定に関する規程」との整合を図って改正の上、規程集に追加する**

なお、「水道施設等の機能診断に関する規程」の改正は行わない。